

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例新旧対照表

改正案	現行
<p>港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)に定める新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定に要する経費の財源に充てるため、港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>付 則</p> <p>11 この条例は、平成九年四月一日から施行する。</p>	<p>港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興に要する経費の財源に充てるため、港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成九年四月一日から施行する。</p>

21 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の規定により同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなされ、同法及び同法に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用することとされたものについては、同項の政令で定める日を経過した後においても、当分の間、第一条に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この条例の規定を適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。